

平成十七年経済産業省令第七十四号

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)の規定に基づき、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 電磁的記録等(第二条—第四条)

第三章 業務執行の決定方法(第五条)

第四章 会計帳簿(第六条—第十三条)

第五章 貸借対照表等(第十四条—第十九条)

第六章 組合財産の分配等(第三十六条—第三十九条)

第七章 総則(第二十九条)

(用語)
第一節 総則(第十四条—第十九条)
第二節 貸借対照表(第二十条—第二十七条)
第三節 損益計算書(第二十八条—第三十四条)
第四節 附属明細書(第三十五条)

第五章 組合財産の分配等(第三十六条—第三十九条)

第六章 総則(第二十九条)

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

第二章 電磁的記録等

(電磁的記録)

第三条 法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(署名又は記名押印に代わる措置)

第四条

法第三十一条第六項第二号に規定する経済産業省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(総組合員の同意を要しない重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財)

第五条

法第十二条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 その価額が組合の純資産額(純資産額が二十億円を上回る場合には、二十億円。次号において同じ。)を下回る財産の処分及び譲受け(当該処分又は譲受けによる組合の財産上の損害の額が組合の純資産額から組合員による出資の総額(当該処分又は譲受けの日までに法第三十四条の規定により組合財産の分配があったときは、組合員による出資の総額から同条第三項の規定により組合契約書に記載された額の合計額を控除して得た額)を控除して得た額を上回るもの)を除く。)

二 その価額が組合の純資産額を下回る借財(当該借財により組合の借入金の額が組合の純資産額以上となるものを除く。)

(会計帳簿の記載方法等)

第六条 法第二十九条第一項の規定により作成する組合の会計帳簿の記載方法は、この章の定めるところによる。

(会計帳簿の記載方法)

第七条 法第二十九条第一項の規定により作成する組合の会計帳簿の記載方法は、この省令に定めるも ののほか、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)の定めるところによる。

(金銭以外の財産による出資の評価)

第八条 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、出資の価額として、当該財産の市場価格(市場価格がない場合には、一般に合理的と認められる評価慣行により算定された価額)。次条第一項において同じ。)を付さなければならぬ。

前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であつて、一般に合理的と認められる評価慣行が確立されていない財産については、出資の価額として、当該財産を出資する者の当該出資の直前ににおける当該財産の適正な帳簿価額又は会計帳簿上当該財産が存在することを示す備忘価格を付すものとする。

(金銭以外の組合財産を分配する場合の分配金の価額)

第九条 金銭以外の組合財産を分配するときは、分配金の価額として、当該組合財産の市場価格を付さなければならない。

前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であつて、一般に合理的と認められる評価慣行が確立されていない組合財産については、分配金の価額として、当該分配の直前における当該組合財産の適正な帳簿価額を付すものとする。

(会計帳簿の作成方法)

第十条 法第二十九条第一項の組合の会計帳簿は、組合が成立したとき並びに組合員の加入及び組合員による新たな出資があつたとき(第二号に該当する場合を除く。)は、速やかに、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日から二月以内に作成しなければならない。

一 組合の事業年度が終了したとき 当該事業年度終了の日

二 組合員の加入、組合員による新たな出資その他の事由による損益分配の割合の変更(以下「損益分配の割合の変更」という。)があつたとき 当該損益分配の割合の変更の日

三 組合員の脱退があつたとき 当該組合員の脱退の日

四 組合財産の分配があつたとき 当該組合財産の分配の日(以下「分配日」という。)

法第二十九条第一項の規定により組合の会計帳簿を作成した組合員は、当該組合の会計帳簿に署名し、又は記名押印しなければならない。

(会計帳簿の記載事項)

第十一条 法第二十九条第二項に規定する経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 組合が成立したとき並びに組合員による新たな出資があつたとき(第三号に該当する場合を除く。)組合の成立の日又は組合員の加入若しくは組合員による新たな出資の日ににおける各組合員が履行した出資の価額及びその合計額

二 組合の事業年度が終了したとき 次に掲げる事項

イ 当該事業年度終了の日における資産の部、負債の部及び純資産の部の各項目の金額並びに当該金額の組合員別の内訳

ロ 当該事業年度における損益計算書の各項目の金額並びに当該金額の組合員別の内訳

ハ 当該事業年度中に損益分配の割合の変更又は組合員の脱退があつたときは、最終の損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日(次項の規定により当該最終の損益分配の割合の変更又は脱退の日の前後一月以内の日を基準日として定めたときは、当該基準日。次号ロにおいて同じ。)から当該事業年度終了の日までの損益計算書の各項目の金額及び当該金額の組合員別の内訳

三 損益分配の割合の変更又は組合員の脱退があつたとき 次に掲げる事項

イ 当該損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の前日における貸借対照表の各項目の金額及び当該金額の組合員別の内訳

ロ 当該損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の属する事業年度開始の日(当該事業年度中に既に損益分配の割合の変更又は組合員の脱退があつたときは、最終の損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日)から当該損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の前日までの損益計算書の各項目の金額及び当該金額の組合員別の内訳

八 組合員の加入又は組合員による新たな出資の日における各組合員が履行した出資の価額及びその合計額（組合員の加入又は組合員による新たな出資があつたときに限る。）	一 資産の評価基準及び評価方法
四 組合財産の分配があつたとき 次に掲げる事項 イ 当該分配に係る組合財産の内容、分配金の価額及び当該分配金の価額の組合員別の内訳 ロ 当該分配に係る組合財産の分配日における帳簿価額及び当該帳簿価額の組合員別の内訳 （金銭以外の組合財産の分配があつたときに限る。）	二 固定資産の減価償却の方法 三 引当金の計上基準
前項第三号に掲げる場合において、やむを得ない事情があるときは、当該損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の前後一月以内の日を基準日として定め、同号イ及びロに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。	四 収益及び費用の計上基準
一 基準日の前日における貸借対照表の各項目の金額及び当該金額の組合員別の内訳 二 当該損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の属する事業年度開始の日（当該事業年度中に既に損益分配の割合の変更又は組合員の脱退があつたときは、最終の損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日（この項の規定により当該最終の損益分配の割合の変更又は組合員の脱退の日の前後一月以内の日を基準日として定めたときは、当該基準日）から基準日の前日までの損益計算書の各項目の金額及び当該金額の組合員別の内訳）	五 組合員の加入又は組合員による新たな出資があつたとき 六 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を貸借対照表に表示しなければならない。ただし、他の適当な箇所に表示することを妨げない。 一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表又は損益計算書に与えている影響の内容 二 表示方法を変更したときは、その内容
（会計帳簿の写しの交付）	（注記の方法）
第十二条 法第二十九条第三項の規定による各組合員に対する会計帳簿の写しの交付は、組合が成立したとき並びに組合員の加入及び組合員による新たな出資があつたとき（第二号に該当する場合を除く。）は、前条第一項第一号に定める事項を記載した書類の写しを速やかに、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる事由が生じた日から二月以内に交付することにより行うものとする。	第十七条 貸借対照表又は損益計算書に表示すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に表示しなければならない。ただし、他の適当な箇所に表示することを妨げない。 一 特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように表示しなければならない。 二 又は損益計算書に与えている影響の内容
一 組合の事業年度が終了したとき 同項第二号に定める事項を記載した書類の写し 二 損益分配の割合の変更又は組合員の脱退があつたとき 同項第三号に定める事項を記載した書類の写し	第十八条 この節に定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により組合の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。
三 組合財産の分配があつたとき 同項第四号に定める事項を記載した書類の写し	第十九条 削除
（会計帳簿の保存）	第二十条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、各部にはその部の合計額（区分）
第十三条 法第二十九条第四項の規定による組合の会計帳簿及び組合の事業に関する重要な資料の保存は、組合の主たる事務所における保存又は総組合員の過半数をもつて定めた者による保存の方法により行うものとする。	第二十一条 資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各項目に区分し、固定資産に係る項目は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他資産の各項目に細分しなければならない。 2 流動資産に係る項目、前項の規定により細分した固定資産に係る項目及び繰延資産に係る項目は、現金及び預金、受取手形、建物その他の資産の性質を示す適當な名称を付した項目に細分しなければならない。 （組合員に対する金銭債権）
第五章 貸借対照表等の記載方法等	第二十二条 組合員との間の取引による組合員に対する金銭債権は、その総額を注記しなければならない。 （負債の部）
第一節 総則	第二十三条 負債の部は、流動負債及び固定負債の各項目に区分しなければならない。 1 前項の各項目は、支払手形、買掛金その他の負債の性質を示す適當な名称を付した項目に細分しなければならない。 （組合員に対する金銭債務）
（貸借対照表等の表示事項等）	第二十四条 組合員に対する金銭債務は、その金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債務と区別して表示しなければならない。ただし、その金銭債務が属する項目ごとに、又は二以上の項目について一括して、注記することを妨げない。
第十四条 法第三十一条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定により作成する組合の貸借対照表及び損益計算書並びに附属明細書に表示すべき事項及びその表示方法は、この章の定めるところによる。	（純資産の部）
2 貸借対照表の表示方法については、この章に定めるところによるほか、会社計算規則に定める（表示の原則）	第二十五条 純資産の部は、出資金、累計利益金又は累計損失金及び累計分配金の各項目に区分しなければならない。 （評価・換算差額等）
第十五条 貸借対照表及び損益計算書並びに附属明細書への表示は、組合の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭にしなければならない。	第二十六条 前条に規定するもののほか、次に掲げるもののその他純資産の部の項目として計上する（次項において「会計方針」という。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、この限りでない。
2 貸借対照表及び損益計算書並びに附属明細書に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百円単位をもつて表示するものとする。	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）	
第十六条 次に掲げる事項その他の貸借対照表又は損益計算書の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他貸借対照表又は損益計算書作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、この限りでない。	

第十七条 貸借対照表又は損益計算書並びに附属明細書に表示すべき事項は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に表示しなければならない。ただし、他の適當な箇所に表示することを妨げない。 一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表又は損益計算書に与えている影響の内容 二 表示方法を変更したときは、その内容	一 資産の評価基準及び評価方法
第二十条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、各部にはその部の合計額（区分）を表示しなければならない。	二 固定資産の減価償却の方法 三 引当金の計上基準
第二十一条 資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各項目に区分し、固定資産に係る項目は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他資産の各項目に細分しなければならない。 2 流動資産に係る項目、前項の規定により細分した固定資産に係る項目及び繰延資産に係る項目は、現金及び預金、受取手形、建物その他の資産の性質を示す適當な名称を付した項目に細分しなければならない。	四 収益及び費用の計上基準
第二十二条 組合員との間の取引による組合員に対する金銭債権は、その総額を注記しなければならない。 （負債の部）	五 組合員の加入又は組合員による新たな出資があつたとき 六 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を貸借対照表に表示しなければならない。ただし、他の適當な箇所に表示することを妨げない。 一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表又は損益計算書に与えている影響の内容 二 表示方法を変更したときは、その内容
第二十三条 負債の部は、流動負債及び固定負債の各項目に区分しなければならない。 1 前項の各項目は、支払手形、買掛金その他の負債の性質を示す適當な名称を付した項目に細分しなければならない。 （組合員に対する金銭債務）	（区分）
第二十四条 組合員に対する金銭債務は、その金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債務と区別して表示しなければならない。ただし、その金銭債務が属する項目ごとに、又は二以上の項目について一括して、注記することを妨げない。	（区分）
第二十五条 純資産の部は、出資金、累計利益金又は累計損失金及び累計分配金の各項目に区分しなければならない。 （評価・換算差額等）	（区分）
第二十六条 前条に規定するもののほか、次に掲げるもののその他純資産の部の項目として計上する（次項において「会計方針」という。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、この限りでない。	（区分）

二 分配日までに同項の規定による組合財産の分配があつたときは、当該組合財産の帳簿額から同項の額を控除して得た額に同条第三項の規定により組合契約書に記載された額の合計額をえた額

法第三十四条第三項の規定による組合契約書への記載は、分配日から一週間以内に行わなければならない。

附
則

この省令は、法の施行の日（平成十七年八月一日）から施
附 則（平成一八年四月二八日経済産業省令第六四号）

第一条 〔施行期日〕この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
〔施行監督官〕

第二条 この省令の施行の日前に開始した事業年度の組合の会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に表示すべき事項及びその表示方法については、なお従前の例によることができる。

この省令は、公布の日から施行する。

控

樣式第一

樣式第一

組合員の損益分配の割合に関する書面

組合の名称		出資の割合		損益分配の割合	
組合員名		%		%	
		%		%	
		%		%	
		%		%	
		%		%	
		%		%	
損益分配の理由 割合					
適用開始の年月日		平成 年 月 日			
作成年月日		平成 年 月 日			
組合員会員の筆名又は記名押印	組合員：				
	組合員：				

備

- 「出資の割合」には、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第14号）第11条第1項の規定により組合の会計帳簿に記載された各組合員が履行した出資の額から算出した割合を記載すること。
 - 「損益分配の割合の理由」には、出資の割合と異なる損益分配の割合を定める理由（組合の業務への各組合員の貢献度の差異等）及び当該損益分配の割合の合理性を明らかにする事由（算定年度による算定式等）を記載すること。